

令和2年度 第2回入札監視委員会議事概要

日 時 : 令和2年12月14日(月) 14時00分～16時10分
場 所 : 四街道市役所 分館2階 入札室
出席者 : 委員等 中尾宏委員長、田中孝一委員、廣田稔委員
事務局 契約課長他契約課職員2名、
発注課 各抽出案件発注課長及び担当職員

【概 要】

1. 開会

委員長あいさつ

2. 議題

1) 入札・契約手続の実施状況について

①入札・契約手続の運用状況報告(令和元年度)

- ・事務局より令和2年度(上半期)契約課執行分の発注方法・業種別契約件数を報告。
- ・コロナ関係の補助金等により緊急を要する随意契約の合議が増加を報告。
- ・イベント等中止、遅延の報告
- ・訂正箇所の連絡

②抽出事業の審議

主な質問と回答要旨

◆有価物(鉄屑等)売払い(単価契約)

委 員 : 落札額と予定価格との大きな差があり、予定価格の算定方法について確認したい。予定数量はどのように決定しているのか。

発注課 : 数量については前年度同時期を参考に算定している。差額については応札業者が8品目のうち1品目の単価を間違えたことが原因であり、契約辞退をしたため、2番手の(株)四街道企業と契約した。

事務局 : 落札決定をした後に契約辞退をしたため、再度入札をした。

委 員 : 金額は変わったか。

事務局：2番手に近い数値に変わった。

◆消防設備点検委託（クリーンセンター）

委員：落札率が低すぎる。予定価格の算出方法がおかしいのではと考える。これだけの差が出た理由は何かを確認したい。

発注課：積算根拠については経済調査会が監修した資料を参考に設計しており、他の入札業者も予定価格に近い数字を入れていることから、予定価格は適切と考える。前年度も同業者が落札しており、企業努力と考える。

委員：積算基準に基づいて予定価格を決めるというのは規則で定められているのか。

発注課：参考になるものに基づいて算定している。

委員：共通認識として、基準に従って予定価格を決めるということによいか。

事務局：よい。

委員：積算基準は業者に公開されているのか。

事務局：されている。

委員：積算基準は毎年変わるのか。

発注課：人工の単価のみ変更となる。

委員：毎年の業務か

発注課：半年に1回の業務である。

委員：今回の予定価格と昨年の予定価格は同額か。

発注課：同額である。

委員：年々安くなる理由は何だと思うか。

発注課：企業努力かと考える。

委員：入札結果は公開されているか。

事務局：されている。

◆資源有価物売払い（古紙類）

◆資源有価物売払い（古紙類）

委員：予定価格の算出の方法と業者間での倍近くの差額について確認したい。

発注課：古紙の相場を反映しており、半年先の相場まで読んでいる。上半期にウエスにも金額がついたが、下半期はコロナ禍の影響で海外市場が止まってしまい金額がつかなかったため、予定価格も低くなった。

委員：予定価格の承認の手続きはどのように取っているのか。

発注課：業界の専門誌などを参考にしたり、業者からは先々の見込み額の聞き込みを行っ

ている。

委 員：情報提供をお願いする業者はこの入札業者とは別の業者か。

発注課：同じ業者であるが、別の業者からも情報をもらっている。

委 員：近隣市町村と情報交換はするのか。

発注課：していない。

委 員：上半期、下半期の内容が同じで予定価格が違う理由は。

発注課：ウエスは下がっているが、紙類は上がっている。

委 員：量の計測はどのようにしているのか。

発注課：業者が計量し、クリーンセンターに報告する。

◆山梨白井線橋梁築造工事（上部工）付帯工事

委 員：落札率が100%というのは、その業者しか請け負うことができないからか。

事務局：そのとおりである。

委 員：この金額でやってくれと言ったからか。

事務局：見積書を取っている。

委 員：その業者にしかできないのであれば、見積書を徴取し、その見積額が適正であるかの判断をする機関があるのか。

事務局：見積額が適正であるかの判断をする機関はないが、見積を徴取する業者が適切であるか判断する審査会はある。

委 員：業者に予定価格が公表されていないのに金額が一致するのはありえないこと。どう説明するか。

発注課：同じシステムを使用していれば可能性はある。

委 員：その説明では納得できない。

事務局：業者の見積をそのまま設計額とし予定価格とした。

委 員：それなら予定価格と見積額が同額なのは納得できるが、それならば、その見積額が妥当かどうかの判断はどうしているのか。

事務局：金額については、担当課で起案を取るなので、決裁権者が判断している。

委 員：業者からすると、元工事を請け負っているから高くても取れると考える。市は業者の言い値に合わせて、後から予定価格を決めたように受け取れてしまう。

事務局：業者から見積書を徴取し、その見積額を千葉県積算基準等に照らし合わせ予定価格を決定し、応札した結果が同額になった。

委 員：見積額が妥当かどうか、他の業者からも見積を徴取していなければ判断できないのではないか。

事務局：元工事を請け負っている業者の方が経費が安くなる。

委 員：経費とは何か。

発注課：直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等になる。この付帯工事を新たに単独で発注した場合と同じ業者に発注した場合と比較設計をしている。

委員：提出された見積書の妥当性を審査してこの金額でいい。だから、この金額でこの業者をお願いするというのを審査会で決めて、随意契約で予定価格と契約額は100%になるということか。

事務局：そのとおり。

委員：元工事と追加工事の工期は重なっているか。

発注課：重なっている。

委員：だから共通仮設費が安い。元工事の段取りが追加工事にも使えるから安い。予算額と設計額との関係は。

発注課：予算額には道路改良工事の執行可能額を記載した。

委員：予定価格はどのようにして決めるか。

発注課：基準をもって決定し、土木積算システムで積算する。

委員：その額を予定価格とするが、この予定価格は未公開。何故一致するのか。

発注課：同じ積算方法を用いれば可能性はある。

委員：市が独自で決定した予定価格と全く同じはあり得ない。

委員：請け負う業者が1者しかいなければより利益の大きな金額をいれるのではないのか。業者の言い値ではないかと考えを覆す答えが欲しい。

委員：見積書の再提出を求めることはあるのか。

事務局：見積を出す前に話し合いをするので、再提出はない。

委員：施工可能な業者が元工事を行った業者1者しかない、更に予定価格書の100%では、前提情報が洩れているのではないかと考える。打ち消す説明がほしい。

委員：随意契約で予定価格より見積額が高いということはないのか。

事務局：ない。

委員：もし、この工事で見積額が予定価格より高かった場合は、見積額を下げるように交渉するのか。

事務局：そのような指示はしない。工事自体が中止になる。

委員：そんなことはないだろう。

委員：交渉し、改めて見積書を出してもらって予定価格と同額として執行しているなら納得する。契約の流れを整理して説明してほしい。または、仕組みを考え直してもよいのでは。

③指名停止の運用状況について

- ・事務局より、令和2年度上半期に指名停止した2件のうち四街道市が直接関係ある2番（1件）について説明。

委員：事務局の説明に対し、質問はあるか。

委員：なし。

3. その他

- ・令和2年度上半期の再苦情申立てなし。

4. 閉会